

次の方々が対象（被保険者）になります

- ①75歳以上の方（75歳の誕生日から加入。加入の手続きは必要ありません。）
 - ②65～74歳で、一定の障がいのある方（加入・脱退はいずれも任意で、かつ申請が必要です。）
- 【一定の障がいのある方とは】
- ・国民年金などの障害年金1,2級を受給している方
 - ・療育手帳のA(重度)の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の1,2級の方
 - ・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・身体障害者手帳4級で次のいずれかに該当する方【音声障害・言語障害・下肢障害(1号・3号・4号)】
- 加入しなかった場合、各市町村が行う重度心身障がい者医療費の助成を受けられなくなることがあります。

※令和6年12月2日より保険証等が廃止されます

～マイナンバーカードを保険証としてご利用ください～

令和6年12月2日より保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」という。）、限度額適用認定証（この3証を以下、「保険証等」という。）が廃止されます。その前後で対応が異なりますので下記をご確認ください。なお、令和6年12月1日時点でお手元にある保険証等については有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。但し、令和6年12月2日以降は、保険証の新規発行または紛失に伴う再発行は行えなくなります。

【令和6年12月1日までの対応】

- 75歳になる方や障がい認定で加入される方は保険証が交付されます。
- 保険証等を紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、お住まいの市区町村窓口へお申し出ください。

【令和6年12月2日からの対応】

- 令和6年12月2日時点でお手元に保険証がない方には、保険証等は交付されません。
下記、①または②の対応となります。
- ①既にマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方の場合、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です。
- ②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、またはマイナンバーカード自体お持ちでない方には、申請いただかなくても「資格確認書」を交付しますので、引き続き、医療機関の受診が可能です。
- 限度額適用認定証と減額認定証の廃止に伴う高額療養費制度の詳細な運用については『5 医療費が高額になったとき』をご覧ください。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
→PCやスマホからの申請、まちなかの証明写真機から申請できます。
- ②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。（※）
→医療機関・薬局の受付（カードリーダー）やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。
※利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます。

=これから加入される方へ=

これまで加入していた健康保険からは脱退することになります

- 市町村の国民健康保険に加入していた方が、75歳になり後期高齢者医療制度に加入する場合脱退手続きは不要です。
- 上記の方以外の場合（会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入する方）
脱退手続きについては、これまで加入していた保険者に確認してください。
※会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に加入する方に扶養されていた方は、新たに市町村の国民健康保険などの他の健康保険への加入手続きが必要となります。